

ご存知ですか？～既に施行されている介護保険制度の改正について

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り自立した日常生活を営み、人生の最後まで人間としての尊厳を全うできるように、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みです。そのため、多様な介護サービスの確保を進め、高齢者の自立した生活を支援していく必要があります。

2025年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、介護が必要な高齢者の数が急増するとみられています。高齢者の増加により、当然、支援や介護が必要な方や介護サービスを利用する方が増え、介護給付費も増加が見込まれています。

しかし、財源には限りがあります。このため介護保険制度は改正され、昨年4月から順次施行されています。今回は改正によって変わった主なポイントをご紹介します。



●特別養護老人ホームへの入居条件

以前の介護保険制度では特別養護老人ホームへの入居条件は「要介護1～5」の認定を受けた者となっていました。この入居条件が昨年4月からは「要介護3～5」に変更されております。（やむを得ない事情は除く）

入居条件が厳格化された理由は深刻な施設不足です。入居待ちの方は全国で約50万人以上という背景があります。このため、より厳格な入所条件が設けられました。

もちろん、すでに入居している方についてはこの条件は対象外となります。

●介護サービスの自己負担額の見直し

改正前の介護保険制度では「全ての被保険者」は介護サービスを1割の自己負担で利用することができました。しかし、昨年8月からは「一定以上の所得」のある利用者の方の自己負担割合は1割から2割に引き上げられました。

この「一定以上の所得」とは、平均的な年金収入の水準を上回るとされる「単身で280万円以上」「夫婦で359万円以上」の世帯収入となっております。

●「要支援」のサービス内容が変わる

今回の改正によって、「要支援1～2」の介護サービスのうち、「通所介護」と「訪問介護」の2つが予防給付の対象外となりました。また、これまでは国が担っていたこの二つのサービスは各自治体の事業へと移行されました。

つまり、これまでは国が行っていたため、全国一律のサービスでしたが、昨年4月以降は市町村が行う「市町村が取り組む地域支援事業」として扱われております。このため、地域によって要支援のサービス内容や利用料金等に差があります。要支援に該当する方は、地域の情報をしっかりと調べておくことが大切です。



今回は介護保険制度改正の一部をご紹介しましたが、その他にも様々な社会保障制度があります。当院では医療ソーシャルワーカーや退院調整看護師が窓口となり、療養上の悩み、退院後について、施設入所や転院について、各制度の利用方法など様々な相談を受け付けております。ご相談や疑問等がございましたらぜひお声掛けください。